

合志市立小中学校へのチラシ等配布に関するQ&A

【配布希望者・団体様向け】

Q (質問)	A (回答)
1 学校へチラシ等の配布を希望する際は、どこに相談するとよいか？	事前に合志市教育委員会（学校教育課）へご相談ください。（配布の可否について事前に審査する必要があります。）
2 チラシ等の配布が認められる基準は？	市教育委員会で定めております基準に沿って判断いたします。 市ホームページに掲載しております 配布基準 を参考にしてください。
3 チラシの配布方法は電子データのみか？	原則 電子データ での配布となります。 学校現場の負担軽減 を目的に、令和7年6月からチラシ等の配布基準を設けておりますので、その趣旨をあらかじめご承知おきください。
4 市教育委員会へ事前に相談し、配布基準に該当することが確認できた場合は、まずどういう手続きが必要か？	チラシの電子データ および 団体等から学校への依頼文（校長あて） をメールにて学校教育課まで提出してください。（kyoiku@city.koshi.lg.jp） 受領した資料を基に、市教育委員会から学校への配布手続きを行います。 なお、受領してから学校への 配布までに1週間程度の期間を要します ので、予めご承知おきください。
5 配布基準に定められている「合志市または合志市教育委員会の取り組みと関連がある事業」とはどのような事業が該当するのか？	例として「学校部活動地域移行クラブ」「放課後子ども教室」「市内企業等による地域貢献活動や体験活動」「児童生徒対象の作品コンクール」等が挙げられます。 基本的に以下の要件を満たす必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・合志市教育委員会の教育施策推進上、有益であると認められるもの。 ・本市の区域内で開催されるもの、若しくは国や県から名義後援等の承認を受けて本市に隣接する地域で開催されるもので、いずれも小中学生を対象としたもの。 ・法令または公序良俗に反する事業等でないこと。 ・政治的活動または宗教的活動でないこと。 ・営利または商業的行為を目的としないものであること。
6 基準を満たしていても配布されない場合があるのか？	配布基準を満たしている場合は、市教育委員会から各学校へ配布依頼を行います。学校運営等に支障をきたす恐れがある場合等は、各学校の判断で配布を行わない場合があります。予めご承知おきください。